

## 公的研究費の予算執行状況の確認と改善に関する取り決め

1. 事務局会計係は、各公的研究費の予算執行状況を定期的に確認するものとし、著しく執行が遅れていると認める場合は、事務局長に報告するものとする。
2. 事務局長は当該研究費の執行状況を確認のうえ、必要と判断する場合には、研究科長に報告する。
3. 研究科長は研究者に対し、当該理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導しなければならない。
4. 執行の遅れが研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、研究科長は繰越制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

### 附則

本取り決めは、平成28年5月1日から施行する。